

兵庫県公報

平成29年2月3日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

現在、県が管理している尼崎西宮芦屋港尼崎利便機能付係留施設について、効率的かつ効果的な施設運営の観点から、同港西宮利便機能付係留施設と一体的に、指定管理者に管理を行わせることとし、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第3号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。
別表第5 尼崎西宮芦屋港西宮利便機能付係留施設の項を次のように改める。

尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設	尼崎市扇町及び西宮市西宮浜1丁目
------------------	------------------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。